

秋の行事

小旅行・鳴子¹⁹、福祉バスを借りて2回目の小旅行で紅葉の鳴子峡へ秋晴れに恵まれ、紅葉も見頃、絵葉書のような風景を満喫し、記念撮影となりました。

その後は、レストハウスで鳴子そばを味わい、錦織りなす鳴子ダムを周遊して、「あら伊達な道の駅」で買物を楽しんできました。



「三旅行・白石」の「白石城」と「村田道の駅」のケアバスでの三旅行。紅葉の白石城を見学し、昼食は名物の温かいつーめんを味わい、村田みらい館の見学や道の駅での買物を楽しみました。帰路は秋保温泉街を眺めつつ下りプしました。



カラオケ車いすダンス

カラオケ車いすダンスの6名の歌声披露、お菓子と共に楽しい一時でした。

カラオケは飛入りありの6名の歌声披露、お菓子と共に楽しい一時でした。

の過ぎるのも忘れて踊りました。



年忘れ会(12/14)

今年最後の行事「年忘れ会」は、お寿司メインの御馳走・ゲーム大会・演奏会で盛り沢山の内容でした。ゲームでは見事な吹き矢と、「愛嬌ボー」の披露があり、また各々商品ゲットされたのでは!!



これからの行事

- 1月11日 買物ツアー
- 1月18日 車いすダンス*
- 1月25日 茶話会&カラオケ大会
- 2月1日 節分会
- 2月8日 車いすダンス*
- 2月15日 買物ツアー
- 3月14日 買物ツアー

映画鑑賞会

- 《これまでの上映作品》
- 6月29日 釣りバカ日誌 20
- 7月13日 ヤマト
- 7月27日 武士の家計簿
- 8月24日 相棒
- 9月28日 トイストーリー3
- 10月26日 君のためにこそ死にに行く
- 12月28日 3・11大震災

?? 違いませんか?

入居者の皆様が受けている労災年金は労災保険制度の一つとしてかけがえのないものです。ほとんどの方が障害補償年金や傷病補償年金を受給しています。「風便り」ではこれまで第1号から第5号まで労災保険制度について紹介してきました。今回は特集として、すぐに役立つ労災保険の情報を提供します。

特集 賢い！労災保険

入居者の皆様が受けている労災年金は労災保険制度の一つとしてかけがえのないものです。ほとんどの方が障害補償年金や傷病補償年金を受給しています。「風便り」ではこれまで第1号から第5号まで労災保険制度について紹介してきました。今回は特集として、すぐに役立つ労災保険の情報を提供します。

1 傷病年金とは
傷病が、療養開始後1年6ヶ月を経過し更に6ヶ月以上治療を要すると見込まれ、その程度が傷病等級(第1級・第2級・第3級)に該当する場合に支給される年金です。

2 障害年金とは
傷病が、療養を受けた後「治った」とき、身体に一定の障害が残った場合に、その程度(第1級、第2級)に応じて支給される年金です。

3 給付される年金
傷病(障害)も同じです。
第1級 給付基礎日額 × 33.3%
第2級 給付基礎日額 × 27.7%
第3級 給付基礎日額 × 24.5%
給付基礎日額とは、賞与等特別手当を含まない賃金そのもので算定されたものです。労基法の平均賃金相当の額とされています。

4 特別支給金(定額の一時金)
傷病第1級 114万円
傷病第2級 107万円
傷病第3級 100万円
障害第1級 342万円
障害第2級 320万円
障害第3級 300万円
この特別支給金は年金受給者等への援護金としてのものです。

続 賢い労災保険

疑問V回答コーナー

第一 傷病年金から障害年金に決定された場合、年金に決定された場合、障害年金1級に認定された場合の特別支給金は、特別支給給金14万円 342万円、228万円の差額が支給される。

第二 傷病年金1級から障害年金第3級に認定された場合の特別支給給金は、214万円、300万円の差額が支給されます。

第一 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第二 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第一 傷病年金から障害年金に決定された場合、年金に決定された場合、障害年金1級に認定された場合の特別支給金は、特別支給給金14万円 342万円、228万円の差額が支給される。

第二 傷病年金1級から障害年金第3級に認定された場合の特別支給給金は、214万円、300万円の差額が支給されます。

第一 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第二 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第一 傷病年金から障害年金に決定された場合、年金に決定された場合、障害年金1級に認定された場合の特別支給金は、特別支給給金14万円 342万円、228万円の差額が支給される。

第二 傷病年金1級から障害年金第3級に認定された場合の特別支給給金は、214万円、300万円の差額が支給されます。

第一 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第二 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第一 傷病年金から障害年金に決定された場合、年金に決定された場合、障害年金1級に認定された場合の特別支給金は、特別支給給金14万円 342万円、228万円の差額が支給される。

第二 傷病年金1級から障害年金第3級に認定された場合の特別支給給金は、214万円、300万円の差額が支給されます。

第一 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第二 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第一 傷病年金から障害年金に決定された場合、年金に決定された場合、障害年金1級に認定された場合の特別支給金は、特別支給給金14万円 342万円、228万円の差額が支給される。

第二 傷病年金1級から障害年金第3級に認定された場合の特別支給給金は、214万円、300万円の差額が支給されます。

第一 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。

第二 障害年金を受給している方が「原疾患」が原因で入院をした場合、答「再発」となります。



今回はかなりハードな内容となりましたね。

「これまでの説明で最大のポイントは、傷病年金から障害年金への切り替えです。」

現在、傷病年金を受給している方で通院して前述の第四・第五のケアケア診療に該当する範囲内では、医師に相談の上障害年金に切り替えるべきかと思われま。

定期報告に添付する「診断書」と、そのための受診も不要となります。つまり、一度も障害年金を受給したことのない方は特別支給金(定額)の差額請求ができることとなります。

ただし、監督署等の事情にもよりますが障害認定になるまでの間(数ヶ月)は年金がストップするようになります。

なお、次号は、皆様から寄せられた疑問への回答を中心として掲載の予定です。(総務課)